

選定療養費制度

診療報酬改定により、同じ病気で病院（診療所）通算180日を超えて入院されている患者様は、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を負担して頂くことが国の法律で定められました。

（「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労大臣の定める療養」平成14年3月8日厚生労働省告示第79号）

□ 180日を超える場合と対象外になる場合について

この180日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院に入院された期間も含まれますので、過去3ヶ月以内にいざれかの病院に入院された患者様は、入院時に受付までお申し出ください。

但し、病院を退院された後、別の病気で入院されたり、3ヶ月以上病院に入院しなかった場合や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）された場合には通算されず、次の入院の時から新たに入院期間を計算することになります。

又、難病や重症等の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

□ 入院期間の確認を退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3ヶ月にどれくらいの期間、他の病院に入院していたかお分かりでない場合は、以前に入院されていた病院にお問い合わせの上、主病名と入院期間をご確認下さい。また、以前の退院に関して「退院証明書」が発行されていた場合はご提出をお願いします。

□ 正確な入院履歴

この制度では、患者様は入院時にご自分の入院履歴を正確に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それより発生する損失（選定療養費用）について、後日費用の徴収が行われる可能性がありますので、十分にご留意ください。

□ 選定療養費用の支払い金額について

入院基本点数の15%が患者様負担

一般病棟入院基本料

地域一般入院料3（1日につき）：1,655円

令和7年10月1日現在

墨田中央病院